

第四期特定健康診査等実施計画

西武健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 03 月 26 日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】			
No.1	被扶養者の受診率が低調であり、この制度の周知徹底と受診に結びつくよう健康に関する啓発が必要である。	➔	・被扶養者へのアプローチ方法を検討
No.2	特定健康診査対象者に占める特定保健指導対象者の割合が高い会社ほど、特定保健指導の実施率が低い・なし。	➔	傾向の高い会社とのコラボヘルスの推進
No.3	生活習慣病関連の費用が多い。	➔	・削減可能な費用は、生活習慣病関連以外でも削減する。 ・早期発見早期治療を目指し、人間ドック・各種検診の受診を促進する。 ・健康情報を継続的に発信し、加入者の健康意識を向上させる。

基本的な考え方（任意）
-

特定健診・特定保健指導の事業計画【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名

特定保健指導実施率0%の事業主とのコラボヘルス

対応する健康課題番号

No.2

事業の概要

対象	対象事業所：一部の事業所, 性別：男女, 年齢：40～（上限なし）, 対象者分類：被保険者
方法	-
体制	①ヨドセイ対象者→50 ②近江トラベル対象者→4 ③十国峠対象者→3 ④箱根遊船対象者→2 ⑤プリンスホテルリネンサプライ対象者→5 ⑥多摩川ボートシステム対象者→6 ⑦西武総合企画対象者→54 ⑧横浜アリーナ対象者→8

事業目標

行動変容を促す							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導対象者割合	20 %	19 %	18 %	17 %	16 %	15 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導実施率	10 %	20 %	30 %	40 %	50 %	60 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
特定健康診査・特定保健指導に関する会合の設定	特定健康診査・特定保健指導に関する会合の設定	特定健康診査・特定保健指導に関する会合の設定
R9年度	R10年度	R11年度
特定健康診査・特定保健指導に関する会合の設定	特定健康診査・特定保健指導に関する会合の設定	特定健康診査・特定保健指導に関する会合の設定

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	17,000／19,500＝ 87.2％	17,450／19,500＝ 89.5％	17,700／19,500＝ 90.8％	17,750／19,500＝ 91.0％	18,200／19,500＝ 93.3％	18,700／19,500＝ 95.9％
		被保険者	14,200／14,500＝ 97.9％	14,200／14,500＝ 97.9％	14,200／14,500＝ 97.9％	14,200／14,500＝ 97.9％	14,200／14,500＝ 97.9％	14,200／14,500＝ 97.9％
		被扶養者 ※3	3,000／5,000＝ 60.0％	3,250／5,000＝ 65.0％	3,500／5,000＝ 70.0％	3,750／5,000＝ 75.0％	4,000／5,000＝ 80.0％	4,500／5,000＝ 90.0％
	実績値 ※1	全体	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
		被保険者	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
		被扶養者 ※3	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	1,200／3,000＝ 40.0％	1,300／3,000＝ 43.3％	1,400／3,000＝ 46.7％	1,500／3,000＝ 50.0％	1,600／3,000＝ 53.3％	1,850／3,000＝ 61.7％
		動機付け支援	600／1,400＝ 42.9％	650／1,400＝ 46.4％	700／1,400＝ 50.0％	750／1,400＝ 53.6％	800／1,400＝ 57.1％	850／1,400＝ 60.7％
		積極的支援	600／1,600＝ 37.5％	650／1,600＝ 40.6％	700／1,600＝ 43.8％	750／1,600＝ 46.9％	800／1,600＝ 50.0％	1,000／1,600＝ 62.5％
	実績値 ※2	全体	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
		動機付け支援	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
		積極的支援	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％

※1）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

第3期データヘルス計画に基づき目標設定を行い、国が示す最終目標を達成するよう設定。

特定健康診査等の実施方法（任意）**1.実施場所**

- ①特定健康診査 被保険者：加入事業所が実施する法定健康診断の実施場所
人間ドック実施機関
被扶養者：健保連が代表者で契約する集合契約に定められた健診実施機関
巡回レディース健診、人間ドックを実施する健診機関が指定する場所
- ②特定保健指導 被保険者：事業主が行う定期健康診断実施会場で同時実施
健康保険組合が契約する事業者が実施するICTを活用したWEBでの保健指導
健保連が行う集合契約に定められた健診機関
被扶養者：健康保険組合が契約する特定保健指導実施機関の指定する場所
健康保険組合が契約する事業者が実施するICTを活用したWEBでの保健指導
健保連が行う集合契約に定められた健診機関

2.実施項目 「標準的な健診・保健指導プログラム」に記載されている事項

個人情報の保護

保険者における個人情報の取り扱いに関して、個人情報保護法に基づくガイドライン（「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等）が定められており、このガイドラインに基づき役員・職員の義務（データの正確性の確保、漏洩防止措置、従業者の監督、委託先の監督）について周知徹底を図る。

また、特定健診・特定保健指導を外部に委託する際には、個人情報の厳重な管理や委託先の守秘義務遵守状況を管理する。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

理事会・組合会、また健康管理事業推進委員会の場において理事、議員、事業推進委員に内容を説明し、各事業所での協力を依頼する。

また、加入者に対し、広報誌・ホームページ等に掲載し周知する。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

-